

第284回青森県私立学校審議会 議事録

- 1 日 時 平成27年2月10日(火) 14時30分から16時00分まで
- 2 場 所 県庁西棟8階 中会議室
- 3 出席委員 昆委員、田澤委員、木浪委員、花田委員、鷹山委員、大島委員、下山委員、
鈴木委員、川守田委員
- 4 欠席委員 日景委員
- 5 事務局 工藤総務部次長ほか5名
- 6 議事録署名委員 田澤委員、木浪委員

7 案 件

(1) 諮問・答申事項

○私立幼稚園廃止認可

- 第1号 すぎのこ幼稚園廃止認可
第2号 第二すぎのこ幼稚園廃止認可
第3号 弘前大谷幼稚園廃止認可
第4号 さつき幼稚園廃止認可
第5号 木造西幼稚園廃止認可
第6号 蟹田幼稚園廃止認可
第7号 おおわに文化幼稚園廃止認可

○私立幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可

- 第8号 ひばり幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可
第9号 弘前みなみ幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可
第10号 東雲幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可
第11号 金木幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可
第12号 十和田みなみ幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可
第13号 育実幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可

8 会議の公開状況

全部公開

9 傍聴者 3名

10 議事概要

<開会>

事務局:ただいまから、第284回青森県私立学校審議会を開会いたします。

開会に当たりまして、工藤総務部次長より御挨拶を申し上げます。

工藤次長:第284回青森県私立学校審議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、私立学校の設置廃止など、重要な案件につきまして御審議いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

今回の会議は、今年度最後の審議会となりますが、子ども・子育て支援新制度が本年4月1日からスタートすることに伴う、幼稚園に係る案件について多数御審議いただくこととなっております。

委員の皆様には、忌憚のない意見交換を行っていただきますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

事務局:本日の出席者数について御報告します。

青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過半数の出席が必要とされておりますが、本日は委員10名中9名が出席しており、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、昆会長に議長として議事の進行をお願いします。

議長(昆会長):会議に入ります。

まず、会議録署名委員を指名します。田澤委員と木浪委員を指名しますので、よろしくお願いします。

<会議の公開>

議長:会議の公開についてですが、審議会は原則として公開することとしております。

委員の皆様には、既に本日の資料を配付しておりますが、いずれの案件につきましても、これを公開したとしても、必ずしも法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えませんので、原則どおり公開で行うこととします。

なお、審議の過程で個人や法人情報等について審議等を行う必要が生じた場合には、会議を途中から非公開とすることもありますので、御承知おきください。

<諮問>

議長: 次第2「諮問・答申事項」に入ります。

(事務局から各委員に諮問書の写しを配付)

議長: あらかじめ、諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議して参ります。

諮問事項は13件ありますが、まず、諮問第1号から諮問第7号までの私立幼稚園廃止認可については、同様の案件ですので、事務局から一括して説明願います。

事務局: (資料に基づき説明)

議長: いずれも幼保連携型認定こども園の認可を受けるために、幼稚園を廃止する。また、教職員については引き続き雇用される、施設設備等も引き継ぐ、幼稚園の形態を認定こども園に変えるということです。

いかがでしょうか。御意見等はございますでしょうか。

川守田委員: 蟹田幼稚園についてですが、建物や土地などの財産については学校法人から社会福祉法人に寄付されるということでしょうか。

事務局: この学校法人は蟹田幼稚園だけを運営しており、幼稚園の廃止に伴いまして、学校法人も解散され、それに伴って、財産については社会福祉法人に寄付されることになります。

大島委員: 充足率を見ますと、97%から、低いところで13.3%とかなり差がありますが、新制度に移行することで、今後の見通しというのはどうなんでしょうか。

それから、認定こども園になると保育時間が延びますよね。それに伴って、教職員の勤務時間が増えて労働強化にならないのかという心配があるのですが。

事務局: それぞれ地域の事情がありますが、今後の経営が可能となるようにといった趣旨での新たな幼保連携型認定こども園へ移行ということだと思います。

現在の幼稚園としての充足率は低いところもありますが、今後、保育が必要な子どもを受け

入れることを見込んでの、認定こども園への転換だと考えております。

それから、労働時間についてですが、1人の教員が開園から閉園までいなければならないということではなく、就業規則等に則って、適正な勤務時間となるよう運用されることとなります。

議長: 充足率が13%というところも、認定こども園になることによって園児が増えることを期待しているところもあると思うんですが、やってみないと分からないところはありますね。

事務局: おおわに文化幼稚園については、町内の保育園の園児も合わせて引き継ぎますので、ある程度の園児数の見込みはあると言えます。

大島委員: 認定こども園の開園時間というのは決まっているんですか。

それから、一時預かりなどいろいろな形態がありますが、それによって制限などはあるんでしょうか。

事務局: 原則11時間となっておりますが、地域の実情によりまして、短くすることも出来ることになっていきます。11時間ですと、朝7時に開所すると、夕方の6時までということになります。何時から開所するかについては地域の実情に応じて、各園で設定することとされております。

大島委員: 親御さんとしては非常にメリットがありますが、預かる側と子どもたちにとってはいろいろ難しい面も出てくるかと思えます。やはり、教職員が生きがいを持って働かないと、子どもたちにもいい影響を与えないと思えますので。

事務局: 開所時間と労働時間との関係で申し上げますと、教職員は園則に基づいて勤務することになりますが、勤務する教職員数は認定こども園の利用定員によって決められますので、認定こども園に移行することによって、労働が強化されるということではないと、御理解いただければと思います。

川守田委員: 認定こども園となることによって教職員を増やす必要が出てきます。そうすると、教職員の不足という問題が起きてきますし、特に郡部では教員の確保が難しく、実際に募集しても集まらない状況です。

議長: 報道によると、大都市圏では教員不足という問題が出てきているようなんですが、県内ではどういう状況なんでしょうか。例えば、私の大学在職中には、幼稚園教諭の資格を持っていてもなかなか就職先がなくて、保育士の資格も取って、保育園に就職するということが多くあったんですが、今後、そういった人たちにも県内に就職できる場が広がるのかなと思います。教育と

保育の両方に対応できる人材育成やマッチングの問題もありますが。

事務局: 幼稚園関係者から聞いた話によりますと、首都圏のニーズが高く、青森県を卒業した学生が首都圏へ流れるといったことはあるようです。賃金面や募集が早いことも要因のようです。それを回避するためには県内の幼稚園でも早い段階で募集をするといったことが人材確保につながると思いますし、県としても人材育成の観点から、幼稚園教諭あるいは保育士の資格しかない方にもう一方の資格をとるための支援をすることによって、両方の資格を有する人材の育成を進めているところではあります。

議長: 国立大学でも相当多くの教員を抱えていないと、幼稚園教諭と保育士の両方の資格を取れるカリキュラム設定は出来ないと聞いています。私立大学ではそういったことにも対応しているようで、県内では他県に比べて大学が多いですし、大学間の連携などもやっているようです。県内に残りたいという学生も多くいると思いますし、幼稚園や保育園が情報交換を密にしていけば、よい方向に向かうと思うのですが。

事務局: ただいま会長がおっしゃられたように、認定こども園が増えるということになりますと、両方の免許を持つことが強みとなりますので、今後は私立の特性も生かしつつ、大学が相互に単位交換をして資格を取れるようにするといったことが、人材確保を図るうえで重要になってくると思います。

花田委員: 幼稚園がなくなって、認定こども園が増えることになるわけですが、どのくらいの割合を占めるようになるのでしょうか。

それから、認定こども園への期待感がある一方で、認定こども園を返上して、幼稚園に戻る施設があるという報道もありますが、この辺はどうなんでしょうか。

事務局: 幼稚園について申し上げますと、認定こども園ではない幼稚園が、平成26年度の89から、平成27年度は73となります。一方、認定こども園は平成26年度の21から、平成27年度は32となります。割合としては従来の幼稚園と認定こども園の割合は概ね7対3となります。

また、全国的に認定こども園を返上する動きがあると報道等で聞いておりますが、これは、認定こども園となることによる施設型給付の額と、従来からの幼稚園の私学助成と比較した場合に、大規模な園を中心に新制度の方が不利になるのではないかとということが主な理由だと聞いております。ただ、本県においては返上したいという話は今のところありません。

なお、この点につきましては、当初は大規模な園では規模の経済が働くので、ある程度補助金を抑制するという考えがあったようです。しかし、あまり極端に進めると制度を進めるうえで支障にもなりますので、現在、政府与党で改善に向けて検討しているようです。

田澤委員: 認定こども園の園児数に対する職員の配置基準についてですが、幼稚園部分と保育所部分とではそれぞれ別々に算定されることになるんですね。

事務局: 3歳以上あるいは3歳児未満など年齢によって職員の配置基準は異なり、それぞれの定員に応じて職員が配置されることになります。

今まで保育所に通っていたお子さんが、幼児教育の部分も受けられ、その後も引き続きお預かりできる、また、幼稚園に通っていたお子さんはこれまでどおり教育時間が終わると帰っていただくというような複合的な制度になっています。

議長: この制度は、「子ども・子育て支援」という言葉からも分かるように、子どもをどう育てていくかということと、働く親たちをどう支援していくかといった、いくつかの目的が入っており、非常に難しい制度ですね。

事務局: 1つの例として、今まで働いていた親御さんが仕事を辞めた場合に、これまでだと保育所から幼稚園に移らなければならなかったわけですが、認定こども園は幼稚園部分、保育所部分と両方ありますので、就労形態に関わらず、同じ園を利用できるというメリットがあると思います。

鷹山委員: 私も四十数年前に幼稚園教諭の資格を取得しましたが、当時の短大の方針で幼稚園教諭か保育士の資格のどちらかしか取れませんでした。

幼稚園教諭は結婚を機に辞められるケースが多いので、非常に年齢層が若いのですが、幼児教育には経験が重要で、年配の教諭と若い教諭の両方の層が必要だということ、それから、施設の経営者には、単に経営面だけではなく、幼児教育の重要性を第一に考えて、今後、認定こども園に移行するにあたって考えていただきたいと思います。

鈴木委員: 確認なのですが、すぎのこ幼稚園は認定こども園だと思っておりましたが、これは幼稚園型認定こども園だったということなんですね。

事務局: 説明が不足しておりましたが、第1号のすぎのこ幼稚園、第2号の第二すぎのこ幼稚園、第4号のさつき幼稚園は、現在、幼稚園型認定こども園で、今回、幼保連携型認定こども園に移行するため、幼稚園を廃止することとなったものです。

議長: 随分理解も深まってきたところだと思いますので、他に御意見がなければ、諮問第1号から第7号について、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。

御異議はございませんか。

各委員:(異議なし)

議長:それでは、審議の結果、諮問第1号から諮問第7号については、認可が適当であると答申するものとします。

議長:次に、諮問第8号から諮問第13号までの私立幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可について、事務局から説明願います。

事務局:(資料に基づき説明)

議長:いずれも定員減に係る園則変更認可で、収容定員が実員と定員との間で乖離しているため、実情に合わせるということのようですが、この件につきまして、御意見、御質問等がございましたらよろしくお願います。

川守田委員:確認ですが、いずれも幼稚園型認定こども園に移行するということによろしかったでしょうか。

事務局:その通りです。幼稚園型認定こども園の認定を受けるにあたって、収容定員に応じた職員配置が必要になりますので、認定申請にあたって、定員減とするものです。

議長:他に御意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、諮問第8号から諮問第13号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議はございませんか。

各委員:(異議なし)

議長:それでは、審議の結果、諮問第8号から諮問第13号については、認可が適当であると答申するものとします。

議長:本日、認可することが適当であると答申することに決定した諮問事項につきましては、ただ今、事務局で配付する文案で答申を行いたいと思います。

(事務局から各委員に答申書案配付)

議長: 答申書の文案につきまして、御異議ございませんか。

各委員: (異議なし)

議長: 異議がないようですので、この文案で答申することいたします。

<その他>

議長: 続きまして、次第3「その他」に入ります。

「私立幼稚園設置認可等審査基準の一部改正」について、事務局から説明願います。

事務局: (資料に基づき説明)

議長: ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、御質問等はございませんか。

大島委員: 配置基準の「おおむね」とありますが、この解釈の幅はどうなりますか。

事務局: 具体的には、園児数を20で割った数が教員の必要数になります。端数部分については、職員の勤務時間によって、配置が必要な時間が決まってきます。

大島委員: 3歳児はとても手がかかりますよね。特に入園したての時は2人、3人がかりになりますし、教員の方には申し訳ないと思っていますので、新制度では10人に1人の教員を配置するといったようなことが必要なのではないでしょうか。人間の基礎ができあがるとても大事な時期でありますし、2人目は非常勤で良いというのは、子どもを大事に育てるという点では疑問に思います。子育ては取り返しがつかないものなので、もっと手厚くするべきところに手をかけるべきだと思います。

議長: 園全体ですとか、フレキシブルにとか、言葉で言うとなんかそういうことなのでしょうが、現実的にどうかということですね。

事務局: 幅の問題についてですが、21人の場合は2人目が「0.05」で切り捨てになりますので、きっちり20人に1人ということではないということと、先ほど会長がおっしゃったように、園全体では教育時間内に様々なことが起こりますので、他のクラスの先生が対応に当たったりといったことが現実的に必要になると思います。そういった意味で、全体として概ね20人に1人ということで御理解いただければと思います。

大島委員:それは分かるのですが、言いたいのは、3歳児も20人に1人という基準自体が、これでいいのかということなんです。子どもが少なくなり、認定こども園という様々な保育時間のパターンがある制度になる中で、先生方が疲弊していったって、子どもたちにしっかりしたものが伝わらなくなるということになれば、せつかくの新制度も変更せざるを得ないことになるのではないかと。

鷹山委員:私も、子どもの数が減ってきたからこそ、教員の数を2倍、3倍としていくべきだと思います。やはり、子どもが少ない時代だからこそ、複数担任制にして、むしろ教員の数を増やしていくという県の指針をしっかりとさせていただきたいし、幼児教育こそ、お金をかけるべきだと思います。

下山委員:私の知っている限りでは、昔に比べると、子どもの数は減っていますが、職員の数は多いと思います。80人から90人いた時代と、40人くらいしかいない今とでは同じくらいの教員の数ですし、至れり尽くせりではありませんが、そのように対応している所が多いと思います。

議長:公立の方では、問題があった学校には特別に教員を配置したり、昔に比べると教員の配置というのも手厚くなってると思いますよ。ただ、私立の場合は経営的な問題もあるでしょうから、20人について1人を増やすというのは大変なことだと思いますが、ある程度余裕を持った職員が1人いるといえないとはかなり違いますよね。

事務局:新制度においても質の高い教育を提供するということを目指しておりまして、御説明した基準はあくまで最低基準であり、3歳児の場合は15人に1人を配置した場合にさらに補助金が加算がされることになっております。

議長:他にございませんでしょうか。それでは、この件についてはこれで終わりとします。

また、この新制度については、何か動きなどありましたら、県の方から情報提供していただきたいと思います。

それでは、本日の案件は全て終了しましたので、事務局にお返しいたします。

事務局:どうもありがとうございました。これをもちまして第284回青森県私立学校審議会を閉会します。

なお、次回の審議会の開催時期は、7月頃を予定していますので、よろしくお願いいたします。